

# 令和4年度（2022年度）理容所・美容所衛生管理講習会 （テキスト版）

## 1 理容所・美容所の衛生管理と必要な届出

### 理容所・美容所の衛生管理と必要な届出（1ページ）

それでは、理容所美容所衛生管理講習会を始めます。

まずは1つめのセクション、理容所・美容所の衛生管理と必要な届出についてお話ししたいと思います。

### お話しする内容（2ページ）

このセクションでは、主に2つのトピックについてお話しします。

一つ目は、保健所に寄せられた相談内容についてです。その中で、特に相談件数が多く、営業者に気を付けていただきたい項目について、3つほどお話しいたします。

二つ目は、出張理美容制度についてご説明いたします。

### 保健所に寄せられた相談件数（3ページ）

こちらは過去5年間に寄せられた理美容所に関する相談件数を示したグラフです。年度によって件数にばらつきがありますが、1年間で30～40件程度の相談が寄せられています。なお、美容の相談件数は理容より多くなっていますが、これは、市内の美容施設が理容施設の約2倍あることも理由の1つと考えられます。

### 相談内容別でみると（4ページ）

こちらは先ほどの相談件数を内容別に置き換えたグラフです。

グラフからわかるとおり、無資格者の施術に関するご相談が最も多くなっています。

続いて多かったご相談は、美容所に関する問い合わせですが、令和2年度は

新型コロナウイルス感染症への対策方法に関するご相談が多く寄せられたことから、例年よりも多い件数となっています。

続いて、施設の不衛生に関して、無届営業に関してのご相談が多く寄せられました。本講習では、特にご相談が多かった無資格者施術、施設の不衛生、無届営業について、お話ししたいと思います。

### お話する内容（5 ページ）

まずは一つ目の項目、無資格者施術についてです。理美容所では、資格を持った人しかお客さんに対してカットをしてはいけないことは、皆様ご存じだと思います。

### 無資格者がやってはいけないこと（6 ページ）

その他にも、無資格者の方が行ってはいけないことには、次のようなものがあります。

器具の洗浄や消毒は知識をもつ理美容師が適切に行う必要がありますので、無資格の方は行ってはいけません。カットだけでなく、シャンプーやカラー剤の塗布など、お客さんに触れるような作業も同様に、行ってはいけない行為です。

さらに、たとえ友達や従業員同士の練習であっても、反復継続的に行っている場合は、美容業を行っているとみなされるため、決して行わないようにしてください。

### 無資格者施術の事例（7 ページ）

続いて、実際に通報を受けて対応した無資格者施術の事例について紹介します。

理容所と美容所が併設しているお店の従業者に話を伺ったところ、「自分は理容師免許は持っていますが、美容師免許は持っていません。当店は理美容併設のお店なので、男性客の場合は理容所部分へ、女性客の場合は美容所部分へ移動してカットしています。」と話していました。この発言のどこかに誤った認識

があるのですが、分かりますでしょうか。

理容師は理容所でのみ理容行為ができます。美容所部分では無資格者となりますので、掃除や受付などの、施術に該当しない業務しかできないこととなります。そのため、男性客は理容所、女性客は美容所に移動して施術するという認識は誤りで、この理容師免許を持った従業者は理容所のみで施術をすることになります。

この事例とは反対に、美容師は、美容所のみで美容行為ができますので、理容所部分では顔剃りはもちろん、他の施術行為もできません。

### 理美容師法の罰則（8 ページ）

無資格者施術だけに限らず、このような違法行為が発覚した際は、まずは行政指導により改善を求めますが、再三の指導に従わないなど悪質な場合には、30万以下の罰金、業務停止、施設の閉鎖など、施術の行為者と営業者の両方に重い罰則があります。

従業者の免許を確認せずに雇用してしまい、保健所への通報で初めて無資格者施術が明らかになったという事例もあります。営業者は雇用の際には必ず免許を確認するなど、徹底した管理をお願いします。

### お話する内容（9 ページ）

二つ目の項目として、施設の衛生管理についてご説明します。みなさんも、ご自身のお店は問題ないか、一緒に振り返ってみましょう。

### 施設の衛生管理①（10 ページ）

まず、器具の消毒についてです。

1 つめ。器具は一客ごとに洗浄・消毒しているか。器具を介して感染症などを拡げる可能性があります。くしなど数の多い器具は、一客ごとに消毒済みのものを使用し、閉店後にまとめて洗浄・消毒することもできますが、はさみなど数の少ない器具は、1回の施術が終わるごとに洗浄・消毒しましょう。

2 つめ。消毒の方法は適切か。消毒器を備えていても、適切な使い方をしなくては

意味がありません。消毒については、次のセクションにて詳しく説明しますので、自信のない方はそちらの動画をしっかり視聴して、ご自分のお店で実践してください。

3つめ。消毒液は期限内のものを備えているか。消毒液には期限のあるものが多いですが、適切に使用していれば期限内には使い切れるはずですが、もし古いものをお使いの方がいらっしゃいましたら、新しいものを用意して、適切に使用しましょう。

## 施設の衛生管理②（11 ページ）

次に器具やタオルの保管についてです。

1つめ。未消毒のものと消毒済みのものを分けて保管しているか。せっかくきれいに消毒した器具を、消毒前のものと一緒にしてしまっただけでは意味がありません。決められた場所に適切に保管し、消毒済の器具が汚染されないようにしてください。

2つめ。保管場所は清潔か。施設全体に言えることですが、常に整理整頓し、清潔に保つことが重要です。整理整頓がされていないと、清掃が行き届かないことがあるため、不要なものは置かず、きれいにしておきましょう。

その他重要な設備として、フタ付きのゴミ箱・毛髪箱があるか。ゴミ箱はあるが分別されていない、フタがない等の事例が多く見受けられます。適切な衛生管理のためにも、フタはしめましょう。

## お話する内容（12 ページ）

三つ目の項目として、無届営業についてお話しします。理容所、美容所を始める場合、必ず保健所へ届出し、確認を受けなければいけません。

この手続きをせずに営業を始めてしまうと無届営業になってしまいます。ただ、届け出が必要であることを知らずに無届で営業していたという事例は決して少なくありません。

特に注意が必要なところをまとめましたので、確認していきましょう。

## 無届営業の事例（13 ページ）

同一フロア内も含め、施設を移転する場合、開設者を別人格、例えば個人か

ら法人にする場合、大規模な構造の変更を行う場合などには、開設届を提出し、事前に保健所の確認を受ける必要があります。この場合、改めて基準を満たす必要がありますので、事前に保健所にご相談をお願いします。

#### 保健所に必要な届出（14 ページ）

開設届の他にも、以下のような場合には保健所に届出が必要になりますので、忘れずに届出をお願いします。

従業員を雇用した、解雇したなど、変更があった場合は速やかに届出してください。スタッフの入れ替わりが多い業界かとは思いますが、従業員の届出状況は最新にしましょう。雇用の届出には理美容師の免許証原本と、結核ではないことの診断書が必要です。解雇の場合は、特に添付書類はありません。受付スタッフやアシスタントなど、理美容の施術は行わない方も、お店で働く方は従業員の届出が必要になりますので、結核ではないことの診断を受けて、届出してください。

管理理美容師が変更になったときも登録が必要です。理美容師が複数名勤務する施設では、管理理美容師の登録が必要です。管理理美容師の届出は、他の施設と重複できないので、特に店舗を移った場合などは注意してください。

受付スタッフやアシスタントなど、免許を持っていなかったスタッフが免許を取ったときも、届出てください。

レイアウトや構造設備の変更にも届出が必要です。理美容所には、守らなくてはならない構造設備基準があります。お店のレイアウトを変える場合は基準を満たしているか確認する必要がありますので、工事をする前に、必ず保健所に相談した上で、変更の手続きをお願いします。

最後に、施設を廃止したときにも届出が必要ですので、忘れないようにお願いします。

#### ホームページにも掲載しています（15 ページ）

各種様式や開設手続きの流れ、お知らせなどは札幌市のホームページにも掲載しておりますので、インターネット環境のある方はぜひご利用ください。

## お話する内容（16 ページ）

続いては、2つ目のトピックである、出張理美容制度についてお話しします。

## 出張理美容が可能な条件とは？（17 ページ）

基本的に理容や美容はそれぞれ理容所・美容所でしか行うことができませんが、条件にあてはまる場合のみ、出張理美容が可能です。札幌市内においては、

- ・ 疾病その他の理由により、理・美容所に来ることができない者に対して行う場合
- ・ 婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に行う場合
- ・ 演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演の直前に行う場合
- ・ 社会福祉施設、医療施設、刑務所等において、施設側の求めがあって入所者に対して行う場合の4つです

これ以外の場合での出張理美容は認められていません。

## 出張理美容届出制度（18 ページ）

平成26年6月1日からは、札幌市で出張理美容を行う際の届出制度が始まりました。届出は、市内の理・美容所に従業者として登録されていない方が対象です。

市内の理・美容所に従事されている方は、すでに施設の方で従業者登録の届出がされているため、出張理美容として改めて届出する必要はありません。

札幌市外の理・美容所に従事していて、札幌市内で出張理美容を行う方も、届出が必要です。届出すると、届出済証が発行されますので、出張理美容に行かれる際に携帯してください。

また、札幌市外で出張理美容を行う場合は、それぞれの自治体で届出制度を設けている場合がありますので、各自治体の保健所に直接お問い合わせください。

## 出張理美容の際の注意事項①（19 ページ）

続いて、出張理美容で特に気を付けていただきたいことを説明します。施設

に出張した際には複数の方を施術することもあると思いますが、使用するタオルやハサミ等は一人毎にその場で消毒するか、あらかじめ消毒しておいたものを人数分用意するようにしてください。

そして、使用した器具は消毒済のきれいな器具と分けて保管することが必要です。さらに、使用した器具の中でもかみそり等の血液の付着しているおそれのある器具と、それ以外の器具とを分けてください。

#### 出張理美容の際の注意事項② (20 ページ)

続いて、感染症の患者やその疑いがある方に対して施術を行う際の注意事項です。新型コロナウイルス感染症の対策として、普段からマスクは着用されているかと思いますが、今一度マスク、手袋等の感染防護対策をとって下さい。

また、施術した後は、手や使用した器具類の消毒を特に厳重に行ってください。

#### ご視聴ありがとうございます (21 ページ)

以上で一つ目のセクションである「理容所・美容所の衛生管理と必要な届出」に関するお話を終わります。ご視聴ありがとうございました。

引き続き、「器具等の洗浄・消毒と適切な薬剤の使用」に関する動画の視聴を行ってください。